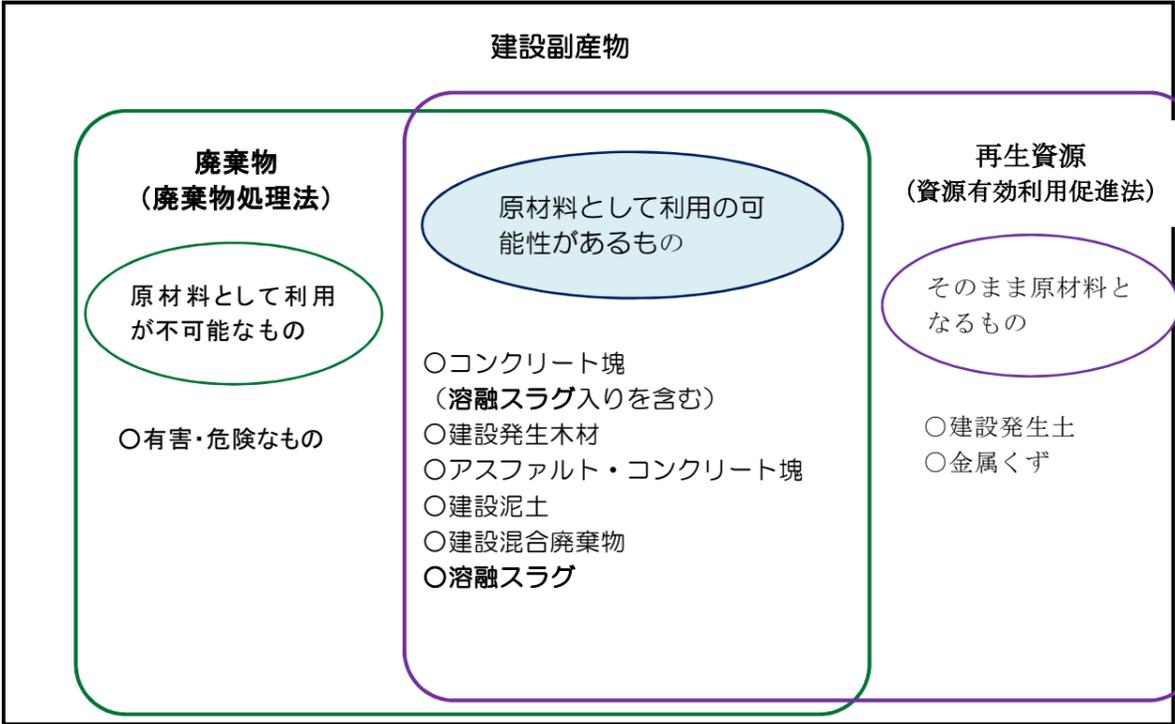
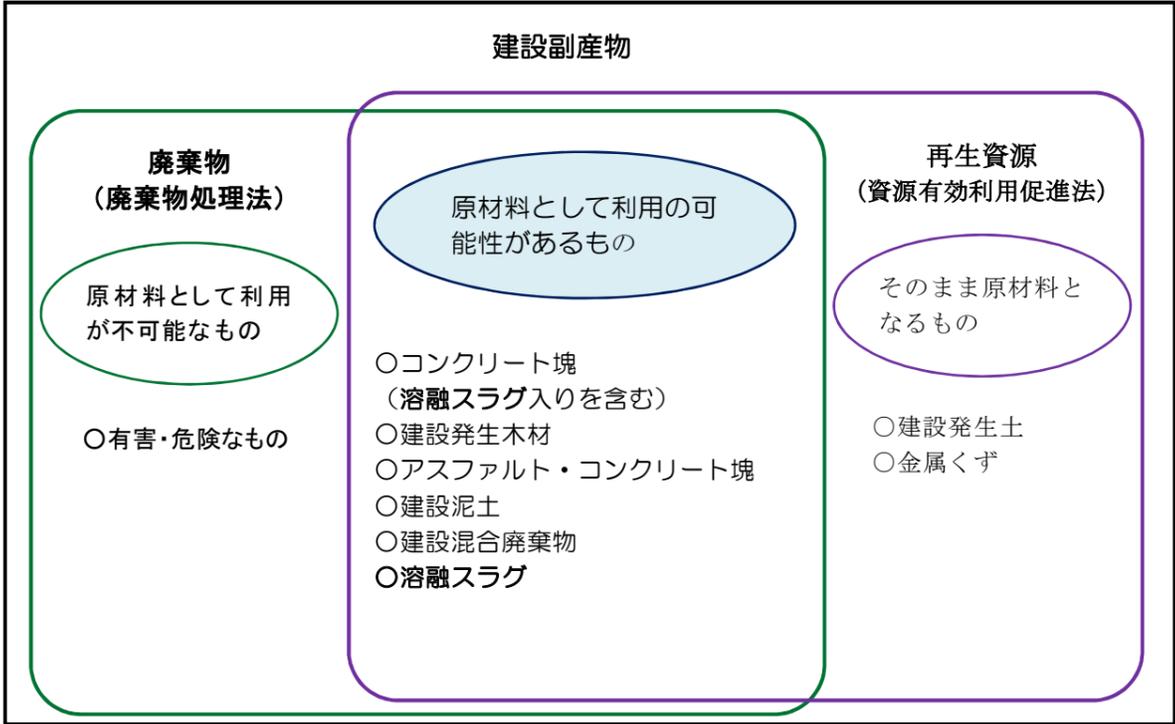
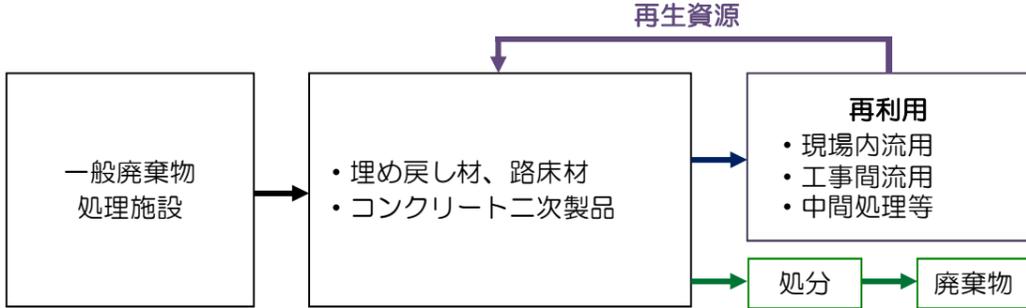
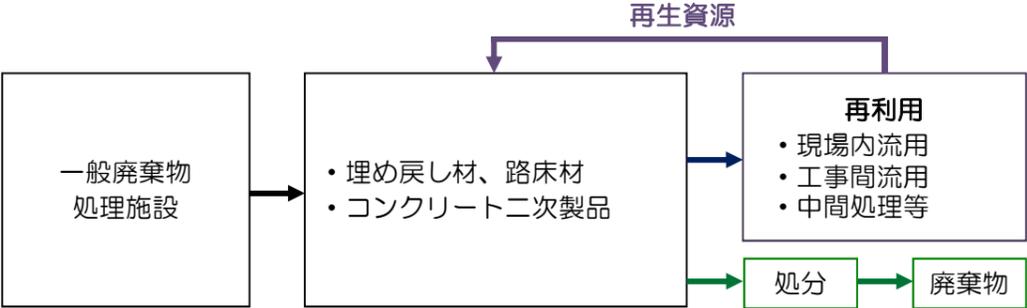


新潟市溶融スラグの建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱基準 新旧対照表

令和5年2月28日

項目	新(令和5年2月28日～)	旧(平成29年12月30日～)
1 目的	<p>本基準は、新潟市の鎧漕クリーンセンターで製造された溶融固化物(以下、「溶融スラグ」という。)を使用し、建設資材として利用された溶融スラグを再掘削又は撤去し、再利用又は処分することによって生じる建設副産物(以下、「建設副産物」という。)の取扱いについて、溶融スラグを建設副産物における「原材料として利用可能性のあるもの」と位置付け(別紙 図1、2参照)、建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱いについて定めるものとする。</p>	<p>本基準は、新潟市の新田清掃センター及び鎧漕クリーンセンターで製造された溶融固化物(以下、「溶融スラグ」という。)を使用し、建設資材として利用された溶融スラグを再掘削又は撤去し、再利用又は処分することによって生じる建設副産物(以下、「建設副産物」という。)の取扱いについて、溶融スラグを建設副産物における「原材料として利用可能性のあるもの」と位置付け(別紙 図1、2参照)、建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱いについて定めるものとする。</p>
2 適用範囲	<p>本基準は、溶融スラグを利用した次に掲げる建設資材から生じる建設副産物について適用する。</p> <p>(1)埋め戻し材、路床材 (2)コンクリート二次製品</p>	<p>本基準は、溶融スラグを利用した次に掲げる建設資材から生じる建設副産物について適用する。</p> <p>(1)埋め戻し材、路床材 (2)コンクリート二次製品</p>
3 建設副産物の取扱い	<p>(1)埋め戻し材、路床材</p> <div data-bbox="424 1031 1584 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>埋め戻し材、路床材として利用された溶融スラグ及び溶融スラグ入り混合砂は、原材料として利用の可能性があるものと位置付けして、再資源化を進めるものとする。処分する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた廃棄物として扱うものとする。</p> </div> <p>(2)コンクリート二次製品</p> <div data-bbox="424 1287 1584 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>コンクリート用溶融スラグ骨材を使用したコンクリート二次製品を処分する場合には、建設副産物のコンクリート塊としてリサイクルを進めるものとする。</p> </div> <p>新潟市が発注または施行する工事において、埋め戻し材又は路床材として利用された溶融スラグが発生する場合には、当該工事主管課は、当該工事または工事間流用するなど、原則、再生資源として再利用するものとする。</p>	<p>(1)埋め戻し材、路床材</p> <div data-bbox="1697 1031 2858 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>埋め戻し材、路床材として利用された溶融スラグ及び溶融スラグ入り混合砂は、原材料として利用の可能性があるものと位置付けして、再資源化を進めるものとする。処分する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた廃棄物として扱うものとする。</p> </div> <p>(2)コンクリート二次製品</p> <div data-bbox="1697 1287 2858 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>コンクリート用溶融スラグ骨材を使用したコンクリート二次製品を処分する場合には、建設副産物のコンクリート塊としてリサイクルを進めるものとする。</p> </div> <p>新潟市が発注または施行する工事において、埋め戻し材又は路床材として利用された溶融スラグが発生する場合には、当該工事主管課は、当該工事または工事間流用するなど、原則、再生資源として再利用するものとする。</p>
4 基準の見直し	<p>本基準について、今後、国等において、溶融スラグの取扱いに関する新たな基準や通知があった場合には、本取扱基準を見直しするものとする。</p>	<p>本基準について、今後、国等において、溶融スラグの取扱いに関する新たな基準や通知があった場合には、本取扱基準を見直しするものとする。</p>
5 その他	<p>この基準に定めのない事項については、法令等の定めによるもののほか、国等関係機関と協議のうえ別に定める。</p>	<p>この基準に定めのない事項については、法令等の定めによるもののほか、国等関係機関と協議のうえ別に定める。</p>

項目	新(令和5年2月28日～)	旧(平成29年12月30日～)
6 適用年月日	平成26年 4月 1日から適用する。 平成29年12月30日から適用する。 令和 5年 2月28日から適用する。	平成26年 4月 1日から適用する。 平成29年12月30日から適用する。
別紙 図1	<p>図1 建設副産物と再生資源, 廃棄物との関係</p>  <p>The diagram is titled "建設副産物" (Construction By-products). It is divided into three main categories:</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物 (廃棄物処理法) (Waste (Waste Management Method)): <ul style="list-style-type: none"> 原材料として利用が不可能なもの (Materials that cannot be used as raw materials) 有害・危険なもの (Hazardous/Dangerous items) 原材料として利用の可能性があるもの (Materials with potential for use as raw materials): <ul style="list-style-type: none"> コンクリート塊 (溶融スラグ入りを含む) (Concrete blocks (including molten slag)) 建設発生木材 (Construction-generated wood) アスファルト・コンクリート塊 (Asphalt/Concrete blocks) 建設泥土 (Construction soil) 建設混合廃棄物 (Construction mixed waste) 溶融スラグ (Molten slag) 再生資源 (資源有効利用促進法) (Recycled Resources (Resource Efficiency Promotion Law)): <ul style="list-style-type: none"> そのまま原材料となるもの (Materials that become raw materials as-is) 建設発生土 (Construction-generated soil) 金属くず (Metal scrap) 	<p>図1 建設副産物と再生資源, 廃棄物との関係</p>  <p>This diagram is identical to the one in the "New" column, showing the classification of construction by-products into waste, reusable materials, and recycled resources.</p>
別紙 図2	<p>図2 溶融スラグのリサイクル模式図</p>  <p>The flowchart shows the recycling process for molten slag:</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 (General waste treatment facility) feeds into a central processing stage. The central stage produces 埋め戻し材、路床材、コンクリート二次製品 (Backfill material, roadbed material, concrete secondary products). From this stage, a path leads to 再生資源 (Recycled Resources). Another path leads to 再利用 (Reuse), which includes: <ul style="list-style-type: none"> 現場内流用 (On-site use) 工事間流用 (Use between construction sites) 中間処理等 (Intermediate processing, etc.) A final path leads to 処分 (Disposal) and then 廃棄物 (Waste). 	<p>図2 溶融スラグのリサイクル模式図</p>  <p>This flowchart is identical to the one in the "New" column, illustrating the recycling process for molten slag.</p>